

<p>8 [住所(居所)]は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。</p> <p>9 [氏名(名称)]は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。</p> <p>10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは「氏名(名称)」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。</p> <p>11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>12 [(令和 年 月 日)]には、なるべく提出する日を記載する。</p> <p>13 第3条第2項において準用する特許登録令施行規則第13条の6第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>14 実用新案登録令第7条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を記載する。</p> <p>15 「実用新案権の放棄書」には、実用新案権者が記名し、印(本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。)を押さなければならぬ。また、実用新案登録令第7条において準用する特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならぬ。</p> <p>(商標登録令施行規則の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>(申請書の様式)</p> <p><b>第四条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専用使用权又は通常使用权の設定又は変更の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。</p> <p>(特許登録令施行規則の準用)</p> <p><b>第十七条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(申請書の様式)</p> <p><b>第四条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専用使用权又は通常使用权の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。</p> <p>(特許登録令施行規則の準用)</p> <p><b>第十七条</b> [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---	---

<p>3 特許登録令施行規則第十条(第二項、第五項及び第六項を除く。)、第十条の二(第四項を除く。)、及び第十条の三から第十三条の六まで(申請の手続)の規定は、「商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第3中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づき商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同規則様式第十八の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用权者」、「通常(定)実施権」と読み替えるものとする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>3 特許登録令施行規則第十条(第二項、第五項及び第六項を除く。)、第十条の二(第四項を除く。)、及び第十条の三から第十三条の六まで(申請の手続)の規定は、「商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づき商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同規則様式第十八の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用权者」、「通常(定)実施権」と読み替えるものとする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>3 特許登録令施行規則第十条(第二項、第五項及び第六項を除く。)、第十条の二(第四項を除く。)、及び第十条の三から第十三条の六まで(申請の手続)の規定は、「商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づき商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用权又は通常使用权」と、同規則様式第十八の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用权者」、「通常(定)実施権」と読み替えるものとする。</p> <p>4 [略]</p>
---	---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。